

平成16年4月吉日

日本造血細胞移植学会
会員各位

日本造血細胞移植学会
理事長 小寺良尚

春陽の砌、会員の皆様におかれましてはご清栄の段、大慶に存じ上げ奉ります。

さて、日本造血細胞移植学会は平成16年度の診療報酬改定に際して、非血縁者間骨髄移植におけるコーディネート料等の諸費用、非血縁者間臍帯血移植における臍帯血を保険点数化することを要求してまいりましたが、この度、平成16年2月27日付けの厚生労働省保険局医療課長よりの通知により、今回の診療報酬改定に伴う造血幹細胞移植に係る診療報酬の点数の変更並びにそれらを運用するに当たっての留意事項に関する説明がありました。それによりますと、

- ・同種骨髄移植 (従来) 37,600点 (改訂後) 47,600点(1万点引上げ)
- ・臍帯血移植 (従来) 26,900点 (改訂後) 36,900点(1万点引上げ)

そして今回加点された1万点は、それぞれ非血縁者ドナーからの造血幹細胞移植に際して骨髄バンクや臍帯血バンクにおける諸経費の一部に充てるものとされています。具体的には、非血縁者間骨髄移植や非血縁者間臍帯血移植を実施した医療施設に支払われた医療費からそれぞれ1万点分(10万円)を(財)骨髄移植推進財団や各臍帯血バンクに支払うこととなります。

この通知を受けて、(財)骨髄移植推進財団では骨髄提供者の情報検索連絡調整(コーディネート)に係る患者負担金の改定(値下げ)を行うことが決定されました。主な変更点は、コーディネート開始料の廃止、ドナー確認検査手数料の値下げ、最終同意調整料の値下げ、骨髄提供調整料の定額料金化、などとなっています。

日本さい帯血バンクネットワークにおいても、臍帯血バンクの運営に係る諸費用の一部に充てるため、臍帯血を提供した病院に対して費用の請求を行うことになりました。

日本造血細胞移植学会といたしましては、この度の改定は非血縁者間骨髄移植や非血縁者間臍帯血移植の推進と、移植を受ける患者さんの負担軽減を目的とした改訂であり、不十分とは言え一定の前進と評価したいと思います。

日本造血細胞移植学会会員におかれましては、非血縁者間骨髄移植あるいは非血縁者間臍帯血移植を受けられる患者さんやご家族の方々にこのような変更を含めて説明を行っていただきたいと思っております。また、(財)骨髄移植推進財団や各臍帯血バンクとの間に医療費の一部支払いに関する契約書を締結し、円滑な支払いが行われるよう病院当局とご協議されますようお願いいたします。